

# 国家公安委員会・警察庁における 政策評価実施要領

平成13年3月

国家公安委員会・警察庁

## 第1 本実施要領の趣旨

政策評価については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）が、中央省庁等改革の基本方針として「国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果が政策に適切に反映されるようにすること」（第4条第6号）を定めるとともに、「政策評価に関する情報の公開を進めるとともに、政策の企画立案を行う部門が評価結果の政策への反映について国民に説明する責任を明確にすること」（第29条第3号）を求めている。

政策評価とは、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供することを意味するものであり、「企画立案（plan）」、「実施（do）」、「評価（see）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあって制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されることが期待されている。

国家公安委員会及び警察庁は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するという任務を達成するため、各種の政策を企画立案・実施しているが、これらの政策は、国民の生活に直接影響を及ぼすものであるから、その効果等について内外の社会・治安情勢の変化を踏まえた客観的な評価を行い、その結果を今後の政策の企画立案と実施に適切に反映することが求められるものである。また、警察行政の円滑な運営に必要不可欠な国民の理解を確保するため、評価を通じて政策の企画立案過程及び実施状況の透明性を高め、国民への説明責任を果たしていくことが必要である。

また、警察に関する国の政策の評価については、対象となる政策の多くが、都道府県警察の活動を通じて実施されるものや国内外の社会経済情勢等外部要因の影響を多分に受けるものであること及び諸外国においても確立された評価手法が少ないこと等の制約があるが、評価手法の研究や試行的な実施等により、政策評価制度の充実を図っていくこととする。

本実施要領は、政策評価制度の導入された趣旨を踏まえ、国家公安委員会及び警察庁における体系的かつ継続的な政策評価の実施を確保するための基本的な事項、手続等を規定するものである。

## 第2 政策評価の目的

警察に関する国の政策の評価（以下「政策評価」という。）は、国民に対する説明責任を徹底するとともに、国民本位の効率的で質の高い警察行政を実現し、

国民的視点に立った成果（アウトカム）重視の警察行政を推進することを目的とする。

### 第3 対象となる政策

本実施要領における政策評価は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを目的として、警察庁内部部局において企画立案された政策全般を対象とする。

なお、科学警察研究所における研究開発事業の評価については、別に定める実施要領に基づき実施する。

### 第4 実施体制

- 1 国家公安委員会は、警察庁の実施する政策評価を管理することにより、その客観性及び公平性を確保する。
- 2 警察庁の実施する政策評価については、評価の対象となる政策を所管する課（以下「政策所管課」という。）が、評価の案（評価計画の案を含む。以下同じ。）を作成する。
- 3 警察庁内部部局の各局部については、別添に掲げる課をもってそれぞれ当該局部についての政策評価担当課とし、当該局部における政策評価の客観性を確保するため、以下のような措置を講ずる。
  - ア 評価の対象の選定に関する調整
  - イ 政策所管課に対する政策評価に関する支援及び必要な助言
  - ウ 政策所管課が作成した評価の案の審査
- 4 長官官房総務課（以下「総務課」という。）は、警察庁における政策評価の厳正かつ客観的な実施を確保するため、以下のような措置を講ずる。
  - ア 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案
  - イ 評価の対象の選定に関する総合調整
  - ウ 政策所管課に対する政策評価に関する支援及び必要な助言
  - エ 政策所管課が作成した評価の案（3ウの審査を受けたものを含む。）の審査
  - オ 評価状況の取りまとめや公表等政策評価の総括
  - カ 政策評価を担うことができる人材の養成・確保の推進
- 5 警察庁に、別に定めるところにより政策評価委員会を設け、警察庁における政策評価の在り方、運営について審議することとする。

## 第5 政策評価の方式及び実施

### 1 基本的考え方

- ア 警察庁における政策評価の方式は、実績評価、事業評価、総合評価の3類型を基本とする。
- イ 政策評価の方式は、評価の対象となる政策の特性や、評価に期待される効果等に応じて、適切なものを採用する。
- ウ 政策評価の実施に当たっては、評価の実施体制、業務量、緊急性等を考慮して、重点的かつ計画的に行う。

### 2 政策評価を実施する際の留意事項

- ア 政策の必要性、効率性、有効性、公平性及び優先性の観点から実施する。
- イ 政策評価に係る費用等を勘案して、評価の目的、評価対象の性質等に応じて適切な評価手法を選択する。
- ウ 政策評価の実施に当たっては、可能な限り具体的な数値による定量的な評価手法を用いるなど、その客観性の確保に努める。  
また、定量的な評価手法を用いることが適切でないときは、活動実績その他の客観的な情報や事実に基づく定性的な評価手法を用いる。
- エ 政策評価を実施するため、高度の専門性や実践的な知見が必要な場合等には、必要に応じて、学識経験者等から意見を聴取するなどにより、その客観性の確保に努める。
- オ 成果（アウトカム）に着目して政策評価を実施する場合は、行政機関が制御できない外部要因の影響や都道府県警察等の政策の実施機関の成果に対する寄与の程度について考慮する。
- カ 評価手法が確立していない政策を対象として政策評価を実施する場合には、当該政策が評価になじむものか否かの検討を含め、十分な研究期間又は試行期間を置くなど段階的に実施する。

### 3 実績評価

- ア 実績評価は、警察行政の各分野における政策について、あらかじめ実現すべき目標を設定し、それに対する実績を測定することにより、当該目標の実現状況についての情報を提供することを主眼とする。
- イ 実績評価を実施する場合は、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価する。
- ウ 業績指標は、定量的な数値目標であることが望ましいが、警察に関する国

の政策の中には、社会経済情勢等外部要因から多大な影響を受けることなどにより、数値目標を設定することが適当でないものがあり、このような政策については、業績目標を実現するための活動実績の把握や数値目標を設定せずに指標を継続的に測定することなどにより、当該業績目標の実現状況を評価する。

エ 業績指標とは別に、業績目標を巡る社会経済情勢を的確に把握・分析する際の参考とするための指標（参考指標）を設定することができる。

オ 実績評価の実施に当たっては、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した実績評価計画書及び前年実施した実績評価の結果（評価期間が経過していないものについては実績評価の経過）を記載した実績評価結果報告書を毎年作成するものとする。

#### 4 事業評価

ア 事業評価は、新たに導入する政策について、事前に評価を行い（事前評価）又は政策の実施途中若しくは実施の終了後に検証を行うこと（事後検証）により、政策の採否や選択等に資する情報を提供することを主眼とする。

イ 事業評価は、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策について、重点的に実施する。

ウ 事前評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から実施する。

エ 事後検証を行う場合は、事前の時点で行った効果や費用の予測・分析の検証を行い、政策の目的、目標等の実現状況や今後の政策に反映すべき事項を明らかにする。

オ 事業評価を実施したときは、事業評価結果報告書を作成するものとする。

#### 5 総合評価

ア 総合評価は、特定の行政課題を設定し、当該行政課題に関連する行政活動のまとまりを対象として、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼とする。

イ 総合評価は、評価の実施体制、業務量、緊急性等を考慮して、以下のような政策について重点的に実施する。

- ・社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの

- ・国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの
- ・社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの
- ・従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの
- ・評価を実施してから長期間が経過したもの

ウ 総合評価を実施する場合は、対象となる政策とその効果との因果関係、外部要因の影響、波及効果等を掘り下げて分析することにより、政策の効果を様々な角度から具体的に明らかにするとともに、政策の問題点やその原因を分析する。

エ 総合評価については、その習熟に時間を要することが考えられることから、一定の試行を経るなど段階的な実施の中で、徐々にその質の向上を図ることとする。

オ 総合評価の実施に当たっては、対象とした政策、評価手法等を記載した総合評価計画書及び当該総合評価の結果を記載した総合評価結果報告書を作成するものとする。

## 第6 政策評価の結果の政策への反映

警察庁の実施する政策評価の結果は、予算要求、法令等による制度の新設・改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業に可能な限り反映する。

## 第7 運営方針及び実施結果報告書の策定

- 1 警察庁は、毎年12月末までに、翌年実施する政策評価の概要を記載した運営方針を策定するものとする。
- 2 警察庁は、毎年4月末までに、前年実施した政策評価の結果の概要及び前年における評価結果の政策への反映状況を記載した実施結果報告書を作成するものとする。

## 第8 国家公安委員会への報告事項及び公表事項

- 1 警察庁は、次に掲げる計画書等の作成に際しては、国家公安委員会に事前に報告する。
  - ア 実績評価計画書（第5 3才）
  - イ 総合評価計画書（第5 5才）
  - ウ 実績評価結果報告書（第5 3才）

- エ 事業評価結果報告書（第5 4才）
- オ 総合評価結果報告書（第5 5才）
- カ 運営方針（第7 1）
- キ 実施結果報告書（第7 2）

2 本実施要領及び1に掲げる計画書等については、公表するものとする。

## 第9 外部からの意見等の受付等

- 1 警察庁の実施する政策評価に関する外部からの意見・要望の受付窓口は、総務課とする。
- 2 外部から提出された意見・要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、可能な限り、総務課、各局部政策評価担当課又は政策所管課から回答する。

## 第10 実施要領の見直し

本実施要領については、政策評価の実施状況、評価手法の研究開発の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

## 第11 その他

政策評価の実施に当たって必要な細目事項は、別に定める。

## 各局部政策評価担当課

| 局部   | 政策評価担当課   |
|--|---|
| 長官官房<br>国際部<br>生活安全局<br>刑事局<br>暴力団対策部<br>交通局<br>警備局<br>情報通信局 | 総務課<br>国際第一課<br>生活安全企画課<br>刑事企画課<br>暴力団対策第一課<br>交通企画課<br>警備企画課<br>情報通信企画課 |